

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年6月4日

室蘭市公営企業管理者 水道部長 塩越 順一

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 件名 | 室蘭市水道部施設で使用する電力（高圧電力）の供給 |
| (2) 予定使用電力量 | 3, 325, 992 kwh |
| (3) 電気の特質等 | 電力供給仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 契約締結の日から平成32年3月31日まで |
| (5) 供給期間 | 平成30年10月1日0時から平成32年3月31日24時まで |

2. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業の登録を受けている者
- (2) 次の者に該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者
 - エ 公告の日から入札執行日のいずれかの日に、室蘭市入札参加資格指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の指定の取り消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者
 - カ 会社更生法による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）
 - キ 室蘭市税を滞納している者
 - ク 国税（消費税及び地方消費税）を滞納している者
 - ケ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

3. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に、次の書類を添付して提出すること。

- ア 制限付一般競争入札参加申請受理票
- イ 小売電気事業者であることを証する書類の写し
- ウ 電力供給実績報告書
- エ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請の前3ヶ月以内に交付されたもの）
- オ 室蘭市税の滞納無証明書の写し（申請の前3ヶ月以内に交付されたもの）又は市税納付状況調査同意書

※室蘭市からの課税がある者に限る。

カ 国税（消費税及び地方消費税）の滞納無証明書の写し（申請の前3ヶ月以内に交付されたもの）

※平成29・30年度の競争入札参加資格を有している者は、ア・イ・ウ以外の書類の提出は不要

- (2) 提出期間 平成30年6月4日から平成30年6月18日まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで。)
- (3) 提出場所 室蘭市水道部総務課総務係
(室蘭市寿町1丁目11番16号、電話0143-44-6117)
- (4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (5) 入札参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市水道部ホームページにおいて、ダウンロードできる。
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8300/suikoukoku2.html>
- (7) その他
ア 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金
入札執行前に自己の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、室蘭市契約に関する規則第16条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金
契約の締結に際し、契約金額につき100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、室蘭市契約に関する規則第43条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

5. 仕様書等の配布

仕様書等の配布は、次の期間、場所で行うほか、室蘭市水道部ホームページにおいて、ダウンロードできる。

- (1) 配布期間 平成30年6月4日から平成30年6月18日まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで。)
- (2) 配布場所 室蘭市水道部総務課総務係
(室蘭市寿町1丁目11番16号、電話0143-44-6117)
- (3) ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8300/suikoukoku2.html>

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 平成30年6月27日(水) 午後1時30分
- (2) 入札執行場所 室蘭市役所2階3号会議室
- (3) 入札方法
ア 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)
イ 一般競争入札参加申請受理票(水道部総務課受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。
ウ 入札回数は、2回までとする。
ただし、第1回目入札においての入札辞退者、入札遅参者及び無効の入札をした者は、

第2回目の入札に参加できない。

7. 入札心得等

- (1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は封筒に入れて提出すること。
- (3) 次に該当する入札は、無効とする。
 - ア 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
 - イ 記名押印のない入札書
 - ウ 金額を訂正した入札書
 - エ 入札者（代理人）が同一件名に2つ以上の入札をしたとき
 - オ 記載事項が不明確な入札書
 - カ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者の入札
 - キ その他入札に関する条件に違反した場合
- (4) 総価で入札に付する。電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金）に基づき計算した総価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）によるものであること。この場合において、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。
- (5) 入札金額の算出基礎として、入札内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、入札書に添付して提出すること。なお、内訳書の基本料金単価及び電力量料金単価には1円未満の端数を含むことができるが、各施設の基本料金及び電力量料金に1円未満の端数があるときは、小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の中止等
 - ア 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
 - イ 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

8. 入札に関わる質問

入札に関して質問がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

なお、Q&Aを掲載するのでこちらも参考とすること。

- (1) 質問書の記載事項
 - ア 会社等の商号又は名称
 - イ 担当者の所属・職・氏名・連絡先（電話・FAX・Eメール）
 - ウ 提出日
 - エ 通し番号
 - オ 質問に関わる公表資料の名称及び該当箇所
 - カ 質問の内容
- (2) 質問書の提出期限
平成30年6月13日（火） 午後5時まで
- (3) 質問書の提出方法
持参、郵送、FAXまたはEメールによる
 - ア 住所： 〒050-0076 室蘭市寿町1丁目11番16号 室蘭市役所水道部総務課
 - イ FAX： 0143-43-8504

ウ Eメール： suidou-soumu@city.muroran.lg.jp

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、平成30年6月15日(金)までに、本市ホームページに随時掲載する。

9. その他

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、当該年度における、歳出予算の当該金額について削除又は減額があった場合、契約を解除することがある。